

緊急事態宣言発出【4月25日～5月11日】に伴う 健康福祉部所管の施設（及び事業等）について

健康福祉部所管の事業については、感染防止対策の徹底を図りながら継続する。

市民共助による施策についても、外出自粛によるフレイル予防等の観点から、今回の緊急事態宣言期間中も感染防止対策を十分に講じたうえで事業を継続する。

1 テンミリオンハウス事業

- 各運営団体宛に改めて感染防止対策（会話時のマスクの着用や消毒等）の徹底を依頼する文書を送付。
- 市職員が各施設を訪問のうえ感染防止対策の状況を確認するとともに、運営団体との情報交換を実施。

2 いきいきサロン事業

- 各運営団体宛に改めて感染防止対策（会話時のマスクの着用や消毒等）の徹底を依頼する文書を送付。
- 2層の生活支援コーディネーター（各在宅介護・地域包括支援センター）もしくは市職員が各サロンを訪問のうえ感染防止対策の状況を確認するとともに、運営団体との情報交換を実施。

3 レモンキャブ事業

- 各運行管理者及び運行協力員宛に感染防止対策（会話時のマスクの着用や消毒等）の徹底を依頼する文書を送付。
- 通院等でレモンキャブ以外の交通手段の代替が困難な方に限って実施している特例運行を継続する。